

邊の正本、戸籍簿の副本というような名稱でありますか、お伺いいたしました。

○奥野政府委員 そういうふうに呼んでおります。

○石川委員 今度は第三章でお伺いいたのであります。第三章中の第八號であります。「その他命令で定める事項」というのは、本法案におきましてところへ出てくるのであります。

が、この十三條第八號の場合の「その他の命令で定める事項」というのは、いかなる事實を豫想せられますかをお伺いしたいのであります。

○奥野政府委員 それはたとえば子の認知があつた場合、認知の事柄でありますとか、相続人の廢除を受けます場合には、その廢除に關する事柄、あるいは親權の事柄、後見補佐、後見監督の事柄、そういうものを記載いたしました。

○石川委員 同様の二十九條につい

てお伺いいたしますが、二十九條によりますと「届出人が、これに署名し、印をおさなければならぬ」と規定し

てあるのであります。お伺いします。

○奥野政府委員 サインでもつてこれを記入することによって、署名の

次の印ということを補うわけにはいかないでしようか、お伺いします。

○奥野政府委員 サインでもつてこれを婚姻届出の七十四條と關連して考

えてみたいと存じます。まず七十四條の婚姻の點からお尋ねしますと、届出

に記載すべき事項が、七十四條に定め

る事項と、それから届出の一般に規定

してあります事項と、そのほかに三

十條の場合を考えてまいりますと、ま

す例を申し上げますが、子供のありま

した女が婚姻をいたしますときには、

その女は夫の戸籍にはいるということ

になりますよう。子供だけがそこに残

るのであります。はいつてまいります

したところの女は、筆頭に記載せられ

たる男と結婚せざる限り、新戸籍がや

はり編製されるということになるかと思

われます。そいたしますと、このとき

に書いてまいります届出事件に記

載しなければならない事項は、三十條

によりますから、その表示を三

部どもしなければならぬということに

なるのでありますか。

時にはいることになりますが、そういう限りは、さらに家事審判所の許可を得て、現在の連れ子のような必要

ある場合は、民法七百九十一條において、さらに子供が親の籍にはいるとい

うことです。そこで戻つてお伺いする

のであります。戸籍法第九條にま

りまして、「戸籍は、その筆頭に記載す

た者の氏名及び本籍でこれを表示す

る」ということになりますが、ただいま御説明くださいましたような場合等

もあるのでありますから、筆頭に記載

した者によつて戸籍を表示してまいり

ますことが、必ずしも妥當でない場合

もありますと、まず自分がはいつて行

くべきところの戸籍の表示と、従前の戸籍の表示と、さらには新戸籍ができる

上るのでありますから、その表示を三

部どもしなければならぬということに

なるのでありますか。

○奥野政府委員 大體さようであります

して、婚姻の七十四條の方は非常に簡単であります。すべて通則の方の第三十條がかぶつてしまりますので、もし

○石川委員 よくわかりましたが、用語についてお伺いしたいのであります。第二十五條に「届出入の所在地」という文字を使います。これは現行の戸籍法と同じであります。二十九條に

まいりまして、第四條でありますか、

「出生の年月日、所在」、こういう文字

が現われている。「所在」というのと「所在地」というのは、観念は同じものであるがと存りますが、同一觀念のも

のでありますならば、この言葉を違えます。またことが、何か理由がありますか

あります。お聞きしたいと思います。法文の上

ましたことが、何か理由がありますか

をお聞きしたいと思います。法文の上

ましたことが、何か理由がありますか

あります。お聞きしたいと思います。

○奥野政府委員 實はこの點は少しく

牛分でないであります。戸籍の表

示方法としては、どこへ何番地とい

うのと、何か人の名前で表示するよ

うか現在のところはありませんので、

あるいは、そういうものについて別

な番號でもつけるということを考えら

る民法が適用があるというふうに解釋いたしますならば、この場合でも民法

に適用するのではないかとも考えますが、

翌日から起算するといふにも解釋

できるのじやないかとも考えますが、

從來戸籍法においては、こういう場合

にその日も入れて計算をいたす解釋

を知つたときは、相當の期間を定め

て、届出義務者に對し、その期間内に届出をすべき旨を催告しなければならぬ」とあつて、市町村長の事實を知つたことによる届出義務者に對する催告義務を認めたのであります。届出

義務をひつて明らかにしていただきたい

。市町村長は、届出を怠つた者があること

を知つた者は、届出義務者に對する催告義務を認めたのであります。届出

義務をひつて明らかにしていただきたい

。あるいは婚姻をした者が、それが戸籍

登場者といたしまして、當然届出あつたかなかつたかを調べなければならぬ

ことを知つたような場合、それが戸籍

登場

九條の父母が現われまして引取つてま
いました場合には、戸籍訂正の申請
となつてくるようあります。それで、そ
なりますと、すでに作製せられたる新
戸籍の運命はどうなつてしまひまし
うか。

○奥野政府委員 結局それを廢止して

この新しい父または母の方の戸籍に入
れるということが訂正で、その訂正の
うちには古いといいますか、調書に基
く戸籍の廢止ということも含んである
わけであります。

○石川委員 この場合においては除籍

といふ關係は、そういたしますと現わ
れないわけですね。

○奥野政府委員 實質は除籍になるわ
けであります。

○石川委員 そういたしますと、戸籍

の記載があつた、父が現われてそれを
引取つた、そうすると戸籍が除籍とい
たしましてまだ保存されるということ
になります。

○石川委員 そうなつてしまります
と、今度は訂正ということはどうなつ
てまいりましようか。除籍後に訂正と
いう事實が加わつて、それが除籍にま
わる、こういふ記載方式になるのであ
りますが。

○奥野政府委員 普通の戸籍訂正と違
いまして、結局片方に記入して片方を
除籍するということか、普通にあるも
のを消して甲乙とかえるというのでは
なくて、一方に出生届によつて父また
は母の戸籍に記入し、他方において除
籍をするという全體がここにいう訂正
ということになつておるのであります。

○石川委員 そういたしますと、一旦
戸籍の運命はどうなつてしまひまし
うか。

記載せられました戸籍は、廢棄せられ
ることは全然ないわけでありますね。
いかなる場合を豫定してまいりまして
も、戸籍の廢棄ということはあり得る
でしようか。

○奥野政府委員 それはないわけであ
ります。

○石川委員 それでは今度は第三節の
認知についてお伺いしたいのであります
が、この認知の場合は、男である父
の認知の場合の規定はありますが、こ
れは母の認知がどういうふうになるか
をお伺いしたいであります。

○奥野政府委員 この點はやや民法と
違うのですが、戸籍法の上にお

きましては、母の認知ということはな
く、母の關係は分娩という事實によつ
てきまるといふふうに考へておるわけ
であります。

○石川委員 母が、自分の胎内に子が
おりましたときにのみ、生れ出でたと
きにのみ認知といふことができませ
ん。

○奥野政府委員 その場合はやはり出
生届といふ形式に戸籍法の上において
はなるわけであります。

○石川委員 そろそろこの母の認
知といふ規定が民法には規定せられた
けれども、實際これを取扱う戸籍法に
おいては、何ら規定する必要はなかつ
たのだといふことにお伺いしてよろし
いです。

○奥野政府委員 まつたくその通りで
あります。

○石川委員 今度は九節に移ります。
現行の戸籍法によりますと、診断書、
法にもあります。そこでどうしてこれ
が重複しているかをお聞きしたいので
す。

検査書、検視調書の三つが上つており
ます。私わかりませんでいろいろお伺
いすることは恐縮であります。ます
でも、戸籍の廢棄ということはあり得る
でしようか。

○奥野政府委員 それは結局全體的に見
て、一種の届出義務があるわけであります
ので、順序にあります。特に除きになりま
すが、特に除きになります。

○奥野政府委員 これは死亡届出に關
する様式が全部規定されました關係
で、その必要がなくなりて、死亡届出

の中にひな形で記入するということに
なつた關係上、それを落したわけでござ
ります。

○石川委員 従来ありましたものであ
りますから、いまさらこの概念を明ら
かにお伺いする必要はないと思ひます
が、なお一層明瞭にしておきたいと
思ひます。検査書といふものと、検視
調書といふものは、どういうものであ
りますか。

○石川委員 その場合はやはり出
生届といふ形式に戸籍法の上において
はなるわけであります。

○奥野政府委員 これは結局三者全部
が届出義務者になつておるわけであり
ます。もしこのうち一人でも届出が
まつておりません。そろしますと、命令
令で定めるのか、必要な事項として法
務總裁がこれを規定していくのか。そ
れをお聞きしておきたいと存じます。

○奥野政府委員 これは結局三者全部
が届出義務者になつておるわけであり
ます。もしこのうち一人でも届出が
あれば、その他の者は結局過料に處せ
られないということになるわけであり
ます。

○松永委員長 起立總員。よつて本案
は全會一致原案の通り可決いたしました。

○松永委員長 これにて討論は終了いた
しました。これより採決いたしました。

○大島多喜委員 私は國民協同黨を代
表いたしまして、政府の原案に賛成い
たします。

○北浦委員長 北浦圭太郎君。

○松永委員長 自由黨を代表いたしま
して、全面的に賛成いたします。

○大島多喜委員 私は國民協同黨を代
表いたしました。これより採決いたしました。

○石川委員 そうしますと、一段にお
いては順序を定める。第二段において
かかわらず届出することができる。な
く多く届出を勧行せしむるためと
いうふうに考えます。

○石川委員 そうしますと、一段にお
いては順序を定める。第二段において
かかわらず届出することができる。
は順序はなくなるというわけですね。

まして、戸籍法改正に關する原案は、改
正民法の實體身分法の裏づけとして現われておる
當然適正なる法案として現われておる
次第であります。このまま修正など
の餘地のない完全な法案として賛成い
たす次第であります。

○松永委員長 北浦圭太郎君。

○北浦委員長 大島多喜君。

○大島多喜委員 私は國民協同黨を代
表いたしました。これより採決いたしました。

○松永委員長 これにて討論は終了いた
しました。これより採決いたしました。

○大島多喜委員 私は國民協同黨を代
表いたしました。これより採決いたしました。

○石川委員 そうしますと、一段にお
いては順序を定める。第二段において
かかわらず届出することができる。
は順序はなくなるというわけですね。

○石川委員 そうしますと、一段にお
いては順序を定める。第二段において
かかわらず届出することができる。
は順序はなくなるというわけですね。